



平成30年 4月10日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名)</p> <p>感震ブレーカー設置費補助金交付事業 の実施について</p>	<p>(担当)</p> <p>危機管理局 危機管理係</p> <p>担当氏名 望月 重成</p> <p>電話 0544-22-1319</p> <p>内線 1072</p>
<p>セールス ポイント</p>	<p>静岡県内では7市が同様の補助事業を実施していますが、東部地域では初めての実施になります。</p>
<p>(要旨)</p> <p>大規模地震に伴って発生する火災のうち、電気に起因する火災、いわゆる「通電火災」は、出火原因の約6割を占めると言われています。この通電火災を抑制するため、「震度5強」の揺れで自動的にブレーカーを遮断する「感震ブレーカー」を設置する世帯に対し、費用の一部を補助します。</p> <p>(内容)</p> <p>1 開始日 平成30年4月1日～</p> <p>2 対象者 富士宮市に住宅を所有する人か、居住している人 ※ ただし、アパート、借家等賃貸目的の住宅に設置する場合は、居住者に限ります。</p> <p>3 機器 既存の分電盤を感震ブレーカー内蔵型の分電盤に取り替えるか、既存の分電盤の周辺に感震装置を取り付ける場合</p> <p>4 補助率 設置費用の3分の2以内で、5万円を上限とします。</p> <p>5 条件 ・設置工事を施工する前に申請すること ・富士宮市内の電気事業者が設置すること ・日本配線システム工業会の規格に適合した機器であること</p> <p>6 その他 補助は、1世帯につき1個限りです。</p> <p>(添付資料)</p> <p>ちらし(A4両面印刷)</p>	